

令和7年2月14日

保護者の皆様

田原市教育委員会

### 「南海トラフ地震臨時情報」発表時における児童生徒の登下校等について

日ごろは本市の教育活動にご理解とご協力をいただきましてありがとうございます。

さて、気象庁では、南海トラフ地震の発生可能性が平常時と比べ相対的に高まったと評価された場合等に、「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連解説情報」を発表します。

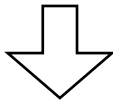
つきましては、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、田原市内の小中学校におきましては、「田原市南海トラフ地震臨時情報に係る防災対応方針」を踏まえて、下記のような対応をしていきます。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

## 記

### 1. 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合

#### (1) 「A 調査中」が発表された場合

- ・ **登校前** → 続報に注意し、また後発地震の発生に留意しつつ、通常通り登校します。  
※緊急性が高く、教育委員会が自宅待機等の判断をした場合は、各学校からメール等により連絡します。
- ・ **登校中** → そのまま登校とします。
- ・ **在校中** → 情報収集や安全確保に努めながら、通常通りの教育活動を行います。
- ・ **下校中** → そのまま下校します。



「A調査中」の続報として、次の「B」「C」「D」のいずれかが発表されます。

#### (2) 「B 巨大地震警戒」が発表された場合

- ①校区内に事前避難対象地域がある小中学校8校（若戸小、亀山小、福江小、中山小、清田小、伊良湖岬小、赤羽根中、福江中）は、原則として1週間の休校とします。  
在校中の場合は、速やかに引渡し下校を行います。時刻・手順については、メール等にて連絡します。
- ②その他の小中学校14校は、通常通りの教育活動を行います。

#### (3) 「C 巨大地震注意」が発表された場合

- ・ 通常通りの教育活動を行います。

#### (4) 「D 調査終了」が発表された場合

- ・ 通常通りの教育活動を行います。

## 2. その他

- ◎ 前記の対応を原則としますが緊急性が高く、教育委員会が自宅待機等の判断をした場合は、各学校からメール等により連絡します。
- 地震が発生した場合には、津波への対応を含め、学校等からの連絡を待つことなく『自分の命を守る行動』を最優先にしてください。在宅時に市や地域から避難の指示等があった場合は、その指示に従って行動してください。
- 本対応の内容については、国や市の方針が新たに出された場合、その方針に合わせて見直しをすることがあります。
- 「田原市南海トラフ地震臨時情報に係る防災対応方針」は、田原市のホームページからご確認いただけます。
- 「南海トラフ地震臨時情報」に付記されるキーワードと条件は次の通りです。なお、詳細については気象庁ホームページ等でご確認ください。

キーワード及び発表条件 (気象庁資料より) ※A～Dは便宜上つけてあります。

キーワード	条件
A (調査中)	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査が開始された場合、または調査が継続されている場合
B (巨大地震警戒)	巨大地震の発生に警戒が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生したと評価された場合
C (巨大地震注意)	巨大地震の発生に注意が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上 M8.0 未満の地震や通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価された場合等
D (調査終了)	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価された場合

\***A** (調査中) は、発表条件対象の事象の発生から 30 分程度以内に発表されます。

\*その後、最短 2 時間程度で**B**・**C**・**D**のいずれかの情報が発表されます。なお、調査が 2 時間程度以上に及ぶ場合等、必要に応じて、**A** (調査中) が複数回発表されることがあります。

\*南海トラフ地震の切迫性は高い状態にあり、異常な現象が発生せず、情報の発表がないまま、突発的に南海トラフ地震が発生することもあります。

担 当 田原市教育委員会学校教育課  
電 話 0 5 3 1 - 2 3 - 3 6 7 9  
ファクシ 0 5 3 1 - 2 2 - 3 8 1 1